

鴻池新田会所 施設利用案内

令和8年 4月 1日 制定
年 月 日 改訂

鴻池新田会所 指定管理者

目 次

1. 施設概要.....	2
1-1. 施設概要.....	2
1-2. 利用時間.....	2
1-3. 全体貸しによる利用について.....	2
1-4. 予約お申込みについて.....	2
1-5. 利用料金のお支払い方法について.....	3
1-6. 利用時間の延長について.....	3
1-7. 飲食・喫煙について.....	3
1-8. 備品について.....	3
1-9. 変更・改訂について.....	3
2. 諸室の貸室利用について.....	4
2-1. 利用上のお願い.....	4
2-2. 使用許可できないもの.....	5
2-3. 使用許可の取消・制限・停止について.....	6
2-4. 館内の設備等について.....	6
2-5. 使用中止の届け出.....	6
2-6. 施設利用料金等の返還（還付）.....	7
2-7. 施設利用料金の減免.....	7
3. 諸室利用申込みの流れ.....	8
3-1. 施設予約システム登録の流れ（初回のみ）.....	8
3-2. 利用申込み.....	9
3-2-1. 施設予約システムによる手続き.....	9
3-2-2. 窓口による手続き.....	10
3-3. 当日の利用申込みについて.....	10
4. 施設利用料金について.....	11
4-1. 施設利用料金表.....	11
4-2. 加算について.....	12
4-3. 事業計画書の提出について.....	14
5. 下見・打ち合わせについて.....	15
5-1. 下見について.....	15
5-2. 打ち合わせについて.....	15
5-3. 打ち合わせ内容.....	15
6. 各種申請様式について.....	15
非常災害発生時の施設利用に関する取扱いについて.....	16

1. 施設概要

1-1. 施設概要

- 鴻池新田会所は、江戸時代に豪商鴻池家が開発した新田の管理・運営をおこなった施設であり、江戸時代中期以来の古建築群と庭園、鴻池家から寄贈された民具類を現代に伝えています。近代的な市街化が進んだ東大阪市周辺に残る数少ない歴史的建造物群のひとつです。
- 会所敷地は国の史跡で、本屋、屋敷蔵、文書蔵、米蔵、道具蔵と江戸時代の本屋座敷の棟札、米蔵の御札は重要文化財です。
- 2023年4月から施設の耐震補強工事のため休館していましたが、2025年10月1日に再オープンし、土間や蔵、座敷を貸室として利用していただくことができるようになり、重要文化財で会議やレセプションを開催することで特別感を演出いただけます。

1-2. 利用時間

休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日（祝日の場合は翌日） ・12月29日から翌年の1月3日まで
開館時間（利用時間）	9：30～17：00

※施設利用の申込みは、1時間単位で受付いたします。

※搬入・搬出及び準備・片付けに要する時間も利用時間に含めてお申込み下さい。

1-3. 全体貸しによる利用について

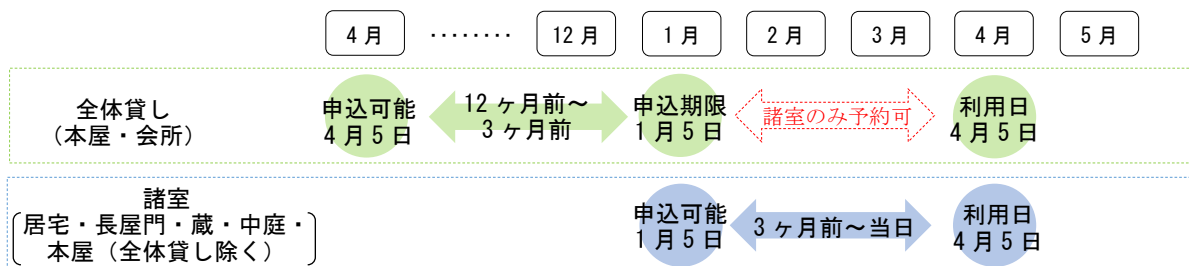
- 鴻池新田会所では、『本屋』、『会所』を全体貸しとしてご利用できます。
- 『本屋全体』、『会所全体』の貸室利用につきましては、来館者に影響のないようにする必要がありますことや、利用目的などを詳細に確認させていただく必要があることから、施設予約システムではご予約いただけません。原則窓口にて対応させていただきますので、事前連絡の上、お越しいただきますようお願いいたします。

1-4. 予約お申込みについて

- 1) 全体貸しを除く諸室のご予約は、利用日の3ヶ月前から受付を開始します。
- 2) 全体貸し（本屋全体、鴻池新田会所全体）のご予約は、利用日の12ヶ月前から3ヶ月前までが受付期間となります。
- 3) 利用申込みは受付期間の先着順となります。

※指定管理者等の主催事業により、予約可能な期間でも予約できない場合があります。

図 1-4. 予約申込み期日のイメージ



1-5. 利用料金のお支払い方法について

利用料金は、予約確定から7日以内に以下の方法でお支払いください。

予約の方法	お支払方法
窓口（管理事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 現金のみ
施設予約システム	<ul style="list-style-type: none"> 現金（窓口までお越しく下さい） キャッシュレス決済

1-6. 利用時間の延長について

- 利用時間の開始後、利用時間の延長を希望される場合は、窓口にご相談ください。

※開館時間外の延長はできません。

※利用状況により延長できない場合もありますので、予めご了承下さい。

1-7. 飲食・喫煙について

- 居宅、中庭に限り、飲食可能となっています。
- 貸室を利用される場合でも、飲食は上記場所に限定いたします。会食や宴会による貸室利用は許可できませんのでご了承ください。
- 館内及び敷地内でコンロや固形燃料など火気の使用を要する飲食物の持ち込みはできません。
- 重要文化財に指定されている大切な建物ですので、汚されることのないようご注意ください。
- 飲食の持ち込みは可能ですが、ゴミにつきましては各自お持ち帰りください。
- 館内及び敷地内は全面禁煙となっております。

1-8. 備品について

- 備品の貸し出しについてはご相談ください。
- 施設の利用に際し、備え付け以外の機材・器具を持ち込み利用される場合は、その内容を記載した書面（任意様式）を、あらかじめ窓口へ届け出てください。
- 持ち込み機材等については、責任を持って管理を行って下さい。
- 使用者（主催者）が当施設内に持ち込んだ展示品、備品機器、催事関係者の所持品等の管理・保管については、使用者の責任となります。
- 破損等により損害が生じた場合、当館は一切責任を負いませんのでご了承ください。
- 持ち込まれた備品の使用により鴻池新田会所の建物、設備、器具等を損傷、汚損、または滅失したとき、使用者には原状回復にかかる費用の全額をご負担いただきます。

1-9. 変更・改訂について

本利用案内は、必要に応じて変更することがあります。変更の際は、ホームページへの掲載により周知いたします。

2. 諸室の貸室利用について

諸室を利用されたい場合は、ご予約される前に各項をお読みいただき、ご理解の上申込みいただきますようお願いいたします。

ご利用の目的が使用可能かわからない場合などございましたら、ご予約前に施設までお問合せください。

2-1. 利用上のお願い

1) 施設の使用回数について

- 様々な方にご利用いただくことを目的として、一団体または個人が月に使用いただける回数の上限を平日は週2日までとさせていただきます。
- 上限を超えた場合や利用目的の内容から施設の適切な利用が困難と判断した場合には、キャンセルの手続きを取らせていただきます。
- 土・日・祝日につきましては、多くの来館者に施設を観覧いただくため、またイベント実施に伴う安全管理上の理由から、施設の予約、ご利用を制限させていただきます。

2) 不可抗力の場合の措置

天災その他の不可抗力により催事が実施できない場合、また不測の事故等により利用者、出演者、参加者及び観客に事故が生じた際は、その責任を負いかねますので予めご了承ください。

3) 掲示について

- 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げることや、文字などを書いたりすることはできません。
- 糊・強粘着テープ等で貼り付け、釘・鉋・アンカー等で打ち込むこともできません。

4) 災害・緊急時の対策

- 災害、緊急事態発生時に備えて、来場者の避難・誘導、緊急連絡、応急処置等について対応できるようにしてください。
- 事故発生時には、直ちに当館職員までご連絡ください。

5) 損傷等の届け出と損害の賠償

- 使用者又は鴻池新田会所の入館者が、鴻池新田会所の建物、設備、器具等を損傷、汚損、又は滅失したときは、直ちに窓口（管理事務所）に届け出てください。
- 施設・備品などを損傷、汚損、又は滅失した場合はお客様の責任において弁償していただく場合があります。

6) 駐車場について

- 鴻池新田会所には専用駐車場はございません。周辺の有料パーキングをご利用ください。

7) 利用施設・設備

- 使用許可を得ていない施設への立ち入り、届け出のない持込備品などは使用しないでください。
- 文化財施設のため、施設の改造や変更を加えないでください。

8) 催事の開催

- 催事を行う際は、必ず責任者を置いてください。
- 許可なく寄付金の募集、物品の販売、勧誘、印刷物等の配布を行わないでください。

9) お問い合わせの対応

- 催事に関する来場者からのお問い合わせ等については、使用者（主催者）で責任をもって対応してください。
- 催事に関するお問い合わせ等については、当館では一切お答えできません。

10) 第三者への権利の譲渡・転貸

- 申請された目的以外で施設を利用することはできません。また、使用許可を受けた者以外の第三者に使用の権利を転貸・譲渡することを禁止します。
- 使用許可を受けた者以外の利用が確認された場合は、使用許可を取り消すとともに以降の使用をお断りさせていただきます。

11) 各種保険加入のお勧め

- 使用者は、責任をもって利用期間中の火災、盗難、損傷等の事故防止に努め、予め必要な対策を講じるとともに、必要に応じて、損害賠償保険・傷害保険等の各種保険への加入をお勧めします。

12) 館内への持ち込みについて

- 危険物もしくは衛生的でないものの持ち込みはできません。また、ペット（ただし、盲導犬・介助犬・聴導犬は除く）を連れた来館もご遠慮願います。

13) 写真・動画の撮影、ドローン（無人飛行機）について

- ドローン（無人飛行機）の飛行は禁止しております。
- 写真・動画の撮影は、他のお客様の観覧に支障のない範囲で撮影いただけますが、営利、非営利に関わらず、撮影した内容を出版物や SNS 等に使用する場合は事前にご相談ください。

14) その他

- 他のお客様とのトラブル等について、当館は一切の責任を負いません。
- 本屋（ザシキ）、米蔵、居宅、表長屋門東室、表長屋門西室は土足禁止です。これらの場所でキャリーケースや台車等は使用しないでください。
- 盗難については当館では一切の責任を負いません。各自にて管理をお願いいたします。
- 一般住宅街に位置する施設であるため、近隣住民に迷惑をかけるような行為をしないでください。
- 施設を利用する際は、当館の指示に従うようお願いいたします。
- 利用により発生したゴミは、すべてお持ち帰りください。
- 鴻池新田会所条例及び同条例施行規則を遵守してください。

2-2. 使用許可できないもの

- 建物、設備、器具等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるとき、又はそのおそれがあるとき
- 暴力団等集团的に、又は常習的に暴力的不法行為あるいは反社会的な行動等を助長する恐れのある団体又はその団体の構成員が使用するとき
- 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために使用するとき
- 宗教の教義を広め信者を教化育成する活動や、宗教の儀式行事を主たる目的とするとき
- 医療行為又はそれに準ずる行為のために使用するとき

- 鴻池新田会所条例の設置目的「市民の郷土理解と文化的向上に貢献することを目的に本施設の保存を図るとともに、広く市民の利用に供するため」の趣旨に合致しない目的で使用するとき。
- 飲食を伴う会食や宴会で使用するとき
- 館内及び敷地内での火気を使用するとき
- その他、指定管理者が管理上、支障があると認めるような使用をしたとき

2-3. 使用許可の取消・制限・停止について

ご利用の内容が次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消、制限または停止をさせていただきますことがあります。

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
- 建物、設備、器具等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき
- 管理運営上支障があると認めるとき
- 未成年のみのご利用の場合（必ず保護者もしくは責任者が同伴するようお願いいたします）
- 展示及び装飾施工上、室内に釘・鋸・アンカー等を打ったり、許可なく糊・強粘着テープ等を貼ったりした場合
- 騒音や怒声を発する、又は暴力行為・振動・臭気の発生などにより、他の利用者や近隣に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合
- 施設使用許可の利用範囲や利用時間を超えて、使用された場合
- 来場者数が利用空間の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になる、又はそのおそれがあるとき
- 以前の利用の際、施設の条例及び同施行規則に違反する行為があった場合
- 以前の利用の際、職員の指示に従わなかった場合
- 以前の利用の際、施設・備品を故意に汚損または破損させた場合
- 災害その他緊急時等のやむを得ない事由により、特に必要があると認めるとき
- その他、指定管理者が管理上、支障があると認めるような使用をしたとき

2-4. 館内の設備等について

- 諸室のガラス戸や雨戸を開けたいときは、管理事務所にお声がけください。
- 許可を得た諸室内であっても、障子・襖等の建具は原則取り外しできません。
- 壊れやすい構造の鍵のため、利用者側で開錠・開放することは、絶対にしないでください。
- 空調設備のある諸室につきましては、リモコン操作による温度・風量調整は行っていただけますが、故障の原因となりますので本体は触らないでください。
- 諸室内及び敷地内の掲示物や表示板等を一時的に移動する場合は、必ず元の位置に戻してください。室内の掛軸や美術品等の移動は原則できません。希望する場合は、事前に窓口（管理事務所）に相談してください。

2-5. 使用中止の届け出

施設を使用する必要がなくなった場合は、速やかに窓口（管理事務所）に届け出てください。

2-6. 施設利用料金等の返還（還付）

既納の利用料金等は、次の場合を除いて原則、返金できません。

- 1) 天災、地震、台風、その他やむを得ない理由により施設を利用できない場合等、利用者の責めによらない事由で指定管理者が適当と認めるとき、利用料金に相当する額を全額返金いたします。
- 2) 利用料金を納付した者が、使用日の7日前までに利用の取消しを申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき、利用料金の5割を返金します。
- 3) 施設の適切な管理のため、やむを得ず指定管理者側でキャンセルする場合。この場合、窓口での現金による全額返金、または指定の口座へのお振込みにより全額返金いたします。

※利用料金の還付を受けようとする者は、鴻池新田会所施設利用料金還付請求書に施設使用許可書を添えて窓口（管理事務所）まで届け出てください。

2-7. 施設利用料金の減免

- 1) 本市又は本市の機関が主催し、又は共催する事業のために使用する場合
- 2) 指定管理者が自らまたは共催する事業で市長が認めたものを行うために使用する場合

※使用料の免除を受けようとする者は、鴻池新田会所施設利用料金免除申請書を指定管理者に届け出てください。

3. 諸室利用申込みの流れ

- 東大阪市公共施設予約システム（以下、「施設予約システム」という。）を利用するには、あらかじめ利用登録が必要です（空き状況の表示のみの場合は不要）。
- 事前に鴻池新田会所の窓口（管理事務所）へお越しください。

3-1. 施設予約システム登録の流れ（初回のみ）

詳細は、「東大阪市公共施設予約システム」ホームページをご確認ください。

STEP1 施設の窓口へご来館



STEP2 窓口で「利用登録申込書」を記入

- 窓口にて必要事項をご記入いただくか、公式ホームページから様式をダウンロードいただき、あらかじめご記入いただくことも可能です。



STEP3 申込書と本人確認書類(※)を提示

※本人確認書類は以下のとおりです。

- 氏名、現住所等が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- 市内在勤・在学の方は、それを確認できるもの（社員証、学生証等）

※書類によっては2点以上の提示が必要な場合がありますので、詳しくはお問合せください。



STEP4 施設側から利用者 ID とパスワードを交付

- 利用者 ID と初回ログイン用パスワードを記載した「利用者登録通知書」を交付します。
- 交付された利用者 ID とパスワードを用いて施設予約システムをご利用いただけます。
- 通知書のパスワードは仮パスワードですので初回ログイン時にご本人でパスワード変更を行ってください。



STEP5 施設予約システムがご利用いただけます

- 引き続き、窓口でのご予約も可能ですが、利用料金のお支払いは現金のみとなりますので、ご注意ください。

3-2. 利用申込み

3-2-1. 施設予約システムによる手続き

- 施設予約システムの受付時間は5：00から23：59までです。
- 0：00から5：00まではシステムメンテナンスのため使用不可となります。
- 全体貸し（本屋全体、鴻池新田会所全体）については、施設予約システムでの予約ができませんので、当館までご連絡ください。

STEP1 利用日と申込み期日を確認してください。

- 利用日の3ヶ月前から受付を開始します。
- 7日を超えての使用はできませんので、ご注意ください。



STEP2 施設予約システムに従って必要事項を入力ください。

- 入力後、『予約申込』ボタンを押してください。
- 施設予約システムよりキャッシュレス決済をお選びいただけます。



STEP3 7日以内に施設利用料金をお支払いください。

- キャッシュレス決済を行う場合は、『収納処理』へ進んでください。
- 現金でお支払いの場合は、窓口までお越しください。
- 既にお支払いいただいた施設利用料金は、天災その他不可抗力により使用ができなかった場合等を除いて、返金できません。



STEP4 各種帳票の印刷が可能となります。

- 「使用申請書」「使用許可書」「見積書」「請求書」「領収書」が、ダウンロード可能です。
- 「使用申請書」「見積書」「請求書」は、『予約申込』を行った時点でダウンロード可能です。
- 再発行できませんので大切に保管してください。



STEP5 使用当日

- 窓口（管理事務所）にて、「使用許可書」のご提示をお願いします。
- 注意事項をご確認のうえ、ご使用を開始してください。
- ご使用終了後は、使用時間内に片付けや原状回復を行い、窓口（管理事務所）に使用終了のご連絡をお願いします。

3-2-2. 窓口による手続き

STEP1 利用日と申込み期日を確認してください。

- 利用日の3ヶ月前（全体貸しは12か月前）から受付を開始します。
- 7日（全体貸しは2日）を超えての使用はできませんので、ご注意ください。



STEP2 所定の「施設使用許可申請書」を窓口にて提出下さい。

- 窓口にて必要事項をご記入いただくか、公式ホームページから様式をダウンロードいただき、あらかじめご記入いただくことも可能です。申請書の提出は、メールやFAXでも可とします。

メールアドレス：madoguchi@konoike-kaisho.jp

FAX：06-6745-6409



STEP3 使用許可の可否につきまして、窓口（管理事務所）よりご連絡いたします。

- 連絡先はお間違いのないようご注意ください。



STEP4 7日以内に施設利用料金を窓口にて現金でお支払いください。

お支払い時に必要なもの

- 申請者ご本人の身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証など）
- 代理人の場合は代理人の身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証など）
- 既にお支払いいただいた施設利用料金は、天災その他不可抗力により使用ができなかった場合等を除いて、返金できません。

※窓口では、キャッシュレス決済をご利用いただけません。



STEP5 窓口（管理事務所）で「使用許可書」を交付いたします。

- 利用料金納付後に「使用許可書」を交付するので、使用日に必ずご提示ください。
- 再発行できませんので大切に保管してください。



STEP6 使用当日

- 窓口（管理事務所）にて、「使用許可書」のご提示をお願いいたします。
- 注意事項を確認のうえ、使用を開始してください。
- ご使用終了後は、使用時間内に片付けや原状回復を行い、窓口（管理事務所）に使用終了のご連絡をお願いします。

3-3. 当日の利用申込みについて

当日の利用申込みにつきましては、利用可能な部屋がある場合、かつ開館時間内に限り申込み可能といたします。

4. 施設利用料金について

- 施設利用料金は下記（表 4-1-1）のとおりです。
- 利用の申請受付後に、施設利用料金の全額を窓口又はキャッシュレス決済にてお支払いください。
ただし、使用日当日の申請の場合は、施設利用料金の全額を窓口にて現金でのお支払いのみとなります。

4-1. 施設利用料金表

鴻池新田会所の利用料金は、以下の通りです。

表 4-1-1. 利用料金表

区分	利用場所	利用料金（税込）			
		市内・非営利	市外・非営利	市内・営利	市外・営利
居宅	10 畳	¥630	¥945	¥1,260	¥1,575
	14 畳	¥880	¥1,320	¥1,760	¥2,200
長屋門	表長屋門西室（6.5 畳）	¥400	¥600	¥800	¥1,000
	表長屋門東室（6 畳）	¥370	¥555	¥740	¥925
本屋	チャノマ（12 畳）	¥750	¥1,125	¥1,500	¥1,875
	北ロクジョウマ・中ロクジョウマ（12 畳）	¥750	¥1,125	¥1,500	¥1,875
	ザシキ・ツギノマ（18 畳）	¥1,130	¥1,695	¥2,260	¥2,825
	本屋全体	¥5,480	¥8,220	¥10,960	¥13,700
蔵	米蔵北	¥580	¥870	¥1,160	¥1,450
	米蔵南	¥580	¥870	¥1,160	¥1,450
中庭	表長屋門前	¥160	¥240	¥320	¥400
	米踏部屋前	¥80	¥120	¥160	¥200
	乾蔵前	¥200	¥300	¥400	¥500
鴻池新田会所全体		¥10,700	¥16,050	¥21,400	¥26,750

表 4-1-2. 加算額表

加算区分	加算額
営利加算	10 割
市外加算	5 割
時間外加算	2 割

加算の考え方につきましては、次項「4-2. 加算について」をご確認ください。

4-2. 加算について

1) 市外加算

団体、又は代表者の住所が東大阪市外の場合、基本料金の5割を加算させていただきます。

※市内在学者又は市内在勤者は、市外加算はありません。

• 団体の場合の市外加算の適用基準について

株式会社等の法人格がある団体につきましては、市内に本社・支店・事業所等があるのかどうかで判断いたします。(団体としては市外で利用申請者が市内の場合、「団体名で予約したい(団体名で領収書が欲しい)」なら市外扱いとなり、「個人名で予約する」なら市内扱いとなります。)

法人格が無い団体につきましては、施設利用において団体であることを利用条件としていない場合は、市内にその団体の所在地がある場合又は、その代表者その他の責任者が市内在住・在学・在勤であるのかどうかで判断することが基本となりますが、団体であることを利用条件としている場合は、その団体の構成員の過半数が市内在住・在学・在勤であるのかどうかで判断することになります。

2) 営利加算

利用主体別、利用内容別で一定の利用目的の場合、営利加算の対象となります。

• 営利法人、個人事業主の場合

企業・事業活動での利用をする場合、金銭の授受の有無にかかわらず、営利加算の対象です。

※チャリティ活動等一部例外があります。

• その他の団体、個人の場合

下記①～④の金銭の授受がある利用をする場合、営利加算の対象です。

①主催者が来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合

②主催者が参加者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合

③主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合

④物品の販売等(買い取りを含む)を行う場合

ただし、参加料や会費等を徴収し開催する場合でも一定範囲までは営利加算の対象外となります。

- ・ ②③の利用で、徴収する会費等が施設利用料金の2倍の範囲内である場合

※別途、事業計画書の提出が必要となります。

- ・ サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合

- ・ 大会や発表会で、入場料を徴収しない場合

- ・ 講師に対する謝礼・報償費の経費計上

有償ボランティア程度(1開催につき、講師1名あたり3,000円(交通費、お茶代等を含む)、最大2名分まで)の講師謝礼・報酬を経費として認める。

- ・ 実費負担金の収入不計上

参加料等とは別に教室等の資料代、材料費、保険料等の実費負担金を徴収する場合、営利加算判定における収入に含めない。

3) 時間外加算

通常営業時間外の利用は、2割加算の対象となります。

表 4-2-1. 利用主体の別にみる営利加算の考え方

A. 営利団体

ご利用団体・ご利用者	利用主体の例
事業	株式会社、合名会社、合同会社、合資会社、有限会社、特別目的会社、等
個人事業主 (※確定申告を行う必要がある活動)	法律系事務所、建築系事務所、芸術関係、商店、美容関係、コンサルタント、インターネットショップ、ネットワークビジネス、等
スクール、教室、塾など	音楽教室、ダンススクール、語学、学習塾、お稽古事、ピアノ教室、カラオケ教室、等レッスン料や受講料を徴収している場合
士業事務所 (税理士、弁護士等)	弁護士、公認会計士、税理士、計理士、弁理士、司法書士、行政書士、等

ア) 営利加算の対象

金銭の授受の有無にかかわらず、企業・事業活動での利用（商用目的での利用）をする場合

イ) 営利加算の対象外

チャリティ活動での利用で、得られた収益を寄付する催事、等

B. 非営利団体

基本的には、営利団体を除く団体となります。

ア) 営利加算の対象

商品の広告、宣伝、販売、勧誘その他これに類する目的として使用する場合

イ) 営利加算の対象外

以下の利用で、徴収する会費等が施設利用料金の2倍の範囲内である場合

(ア) サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合

(イ) 大会や発表会で、入場料を徴収しない場合

(ウ) 講師に対する謝礼・報償費の経費計上

有償ボランティア程度（1開催につき、講師1名あたり3,000円（交通費、お茶代等を含む）、最大2名分まで）の講師謝礼・報酬を経費として認める。

(エ) 実費負担金の収入不計上

参加料等とは別に教室等の資料代、材料費、保険料等の実費負担金を徴収する場合、営利加算判定における収入に含めない。

4-3. 事業計画書の提出について

主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合で、徴収する会費等が施設利用料金の2倍の範囲内である場合に、別途『事業計画書』を提出してください。

事業計画書

様式

利用者ID			
事業名(教室名等)			
事業内容			
利用施設名			
主催者	団体名 氏名		
	住所		
	連絡先		
【収入】 参加料		【支出】 開催経費	
参加費	固定項目	会場使用料	固定項目
参加人数	固定項目	附属設備使用料	固定項目
		謝礼	3千円/人まで、最大2名
合計		0円	合計
		0円	0円

※講師に対する謝礼・報酬は、講師1人につき3千円(交通費・お茶代等を含む)まで、最大2名まで開催経費として計上できます。

※事業計画の概要がわかる「チラシ」、「PR資料」等を添付してください。

営利加算適用後の支出 (会場使用料×2+附属設備+謝礼)	0円
営利加算適用後の収支	0円
判定結果	営利加算なし

【参考】営利加算判定対象外(材料費、資料代、保険料を参加費・月謝等と別に徴収する場合)

【収入】実費徴収金(材料費等)		【支出】材料費、資料代、保険料	
参加人数	0人	参加人数	0人
合計	0円	合計	0円

※使用許可対象の使用時間区分内で複数開催する場合も1開催として記入してください。
 ※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。

5. 下見・打ち合わせについて

下見は、職員が立ち合いますので、事前に日程調整が必要です。
必ず、窓口（管理事務所）までご連絡下さい。

5-1. 下見について

- 希望のお部屋の下見は、10：00～16：00 の間で、他の利用者が使用されていない時間帯に限りご覧いただけます。
- 下見の日程調整を行った後に、他の利用者から利用予約が入った場合は、下見の日程変更をお願いいたします。

5-2. 打ち合わせについて

催事の内容により、事前の打ち合わせが必要となります。

- 必ず責任者、担当される方等、催事に携わられる方がお越し下さい。
- 打ち合わせに必要な書類（チラシ案、催事の内容、レイアウト等）を準備下さい。
- 催事の内容については、打ち合わせまでにまとめておいて下さい。

5-3. 打ち合わせ内容

打ち合わせ内容は、次の内容となります。

- ①催事の内容について確認
- ②施設利用上の注意事項、条件の確認
- ③備品の利用確認
- ④持ち込み機材などの確認
- ⑤その他、確認が必要な事項

6. 各種申請様式について

- 申請書は、窓口にて配布の他、「鴻池新田会所」公式ホームページよりダウンロード可能です。
- ホームページ URL : <https://www.konoike-kaisho.jp/>

非常災害発生時の施設利用に関する取扱いについて

東大阪市域に大規模な地震が発生した場合または気象警報が発令された場合、原則として以下の取扱いとさせていただきます、予めご了承ください。

I. 東大阪市に震度 5 弱以上の大規模な地震が発生した場合

- 施設内の安全確認が終わるまでの期間は、臨時休館といたします。

II. 東大阪市域に「特別警報」または台風の接近等による「暴風警報」が発令された場合

- 午前 7 時の時点で発令・・・午前 9 時 30 分から正午まで臨時休館。
- 午前 11 時の時点で発令・・・正午から午後 5 時まで臨時休館。

※いずれの場合も、窓口業務は行いません。

※貸室利用の場合につきましては、主催者様のご意向を確認させていただき取り扱いを決定いたしますが、来場者様および参加者様の安全には十分にご留意ください。

III. 非常災害発生時の利用料金の取り扱いについて

- 上記の理由により、施設の使用を中止した場合は、利用料金を還付いたします。
- 施設使用中に警報の発表があり中止した場合や、大規模な地震等が発生したことによって中止した場合においても、利用料金を還付いたします。

※利用料金の還付を受けようとする者は鴻池新田会所施設利用料金還付請求書に使用許可書を添えて指定管理者に提出してください。

IV. 利用料金の還付の対象について

- 既納の施設利用料金のみとなります。